

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号）【銀行告示】

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引</p> <p>ロ 金融商品取引法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引</p> <p>ハ 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引</p> <p>十八～二十二 （略）</p> <p>二十三 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 クレジット・デリバティブ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十三条の一第一項第六号に規定する取引をいう。</p>
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 クレジット・デリバティブ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十三条の一第一項第六号に規定する取引をいう。</p>	

二十四～三十六 (略)

三十七 金融機関等向けエクスポートジヤー 次に掲げるエクスポートジヤーをいう。

イ (略)

(削る)

口 ハ ニ ハ ロ
(略) (略) (略)

(略)

ヘ 第六十四条において金融機関向けエクスポートジヤーの取扱い

を認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行つてい る者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポートジヤー

二十四～三十六 (略)

三十七 金融機関等向けエクスポートジヤー 次に掲げるエクスポートジヤーをいう。

イ (略)

口 ハ ニ ハ ロ
(略) (略) (略)

ヘ 第六十四条において金融機関向けエクスポートジヤーの取扱い

を認められた証券会社及び証券持株会社に対するエクスポートジヤー

三十八～八十 (略)

三十八～八十 (略)

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、
第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセント
で除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」とい
う。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・
リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入
してはならない。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項
第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定
に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀
行」という。）次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イヽハ （略）

二 （略）

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本
の下限）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資
本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗
じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第
八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付
手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測
手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、
第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセント
で除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」とい
う。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・
リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入
してはならない。

一 規則第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設
けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる
条件のすべてを満たす場合

イヽハ （略）

二 （略）

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本
の下限）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資
本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗
じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第
八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付
手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測
手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した

額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先

進的内部格付手法採用行は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）。

5 (略)

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第二章に準ずることとする。

額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 (略)

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出るものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第二章に準ずることとする。

(基本的項目)

第十七条 (略)
2 (6) (略)

(基本的項目)

第十七条 (略)
2 (6) (略)

7 第一項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十
二項に規定するものをいう（以下この章及び第五章において同じ。）。

8 （略）

（基本的項目）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げ

る条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少數株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

4 前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

一 当該償還を行つた後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができる見込まれるとき。

二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

5 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。

7 第一項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十
二項に規定するものをいう（以下この章及び第五章において同じ。）。

8 （略）

（基本的項目）

第二十八条 （略）

2 （新設）

（略）

6| (略)

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(基本的項目)

第四十条 (略)

2 (略)

3| 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入

3| (略)

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第三項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第三項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(基本的項目)

第四十条 (略)

2 (略)

3| (新設)

は、その時点の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4| 前項の優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

5| 第三項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて前項の適用があるものとする。

一 当該償還を行つた後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

6| 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、第四項の適用はないものとする。

7| (略)

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

3| (略)

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条（略）

2・3（略）

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（金融機関向けエクスポートジャーライ）

第六十三条 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社向けエクスポートジャーライのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

第四十七条（略）

2・3（略）

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第三項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第三項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（金融機関向けエクスポートジャーライ）

第六十三条 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社及び日本郵政公社向けエクスポートジャーライのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポートが円建てで調達されたものであつて、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポート)

第六十四条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(カレント・エクスポート方式)

第七十九条の二 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げるいづれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブ

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関、銀行持株会社及び日本郵公社に対する円建てのエクスポートが円建てで調達されたものであつて、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 (略)

(証券会社向けエクスポート)

第六十四条 証券会社向けエクスポートのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。

(カレント・エクスポート方式)

第七十九条の二 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げるいづれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブ

を次の口の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ （略）
ロ クレジット・デリバティブの掛目

（略）

（注1） （略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①
（略）

金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、

第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第

六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十ペーセントのリスク・ウェイトとすることが認められる主体並びに適格格付機関により付与された格付に対する信

用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

（注3） （略）

二
（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一
（略）

を次の口の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ （略）
ロ クレジット・デリバティブの掛目

（略）

（注1） （略）

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①
（略）

金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、

証券会社及び証券持株会社のうち第六十三条又は第

六十四条の基準に照らして二十ペーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体を

いう。

（注3） （略）

二
（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一
（略）

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ (略)

ロ 取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されていること。

ハ～ヘ (略)

六 指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月十七日金融庁告示第五十九号）第一条第二十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第一百一条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第六十四条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

五 適格格付機関が格付を付与していない債券であつて、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ (略)

ロ 取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場又は外国有価証券市場において売買されていること。

ハ～ヘ (略)

六 指定国の中核的市場参加者（内閣府令別表第六の指定国の中核的市場参加者の自己資本規制に関する規定を適用する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七 (略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第一百一条 (略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、日本郵政公社、第六十四条においてリスク・ウェイトが規定されている証券金融会社及び証券持株会社、証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五 (略)

六 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

算機関

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十四条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4—2以上の信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格

三〇五 (略)

六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十四条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であること。

ロ 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4—2以上の信用リスク区分（金融機関又は証券会社（第六十四条の規定に該当するものに限る。）の格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPD

付が付与されている」と。

ハ (略)

四九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、次条に定める PD、第百五十六条に定める LGD、第百五十七条に定める EAD 及び第百五十八条に定めるマチュリティ (M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M を用いるものとし、一年を下回ることとはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 (KDD) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (Ko) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二一 (略)

三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

$$\times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGD_g は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PDo は、被保証債権又は原債権の債務者 ⊗ PD

EL は、PDo に LGD_g を乗じた率

が割り当てられた内部格付が付与されている」と。

ハ (略)

四九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額は、次条に定める PD、第百五十六条に定める LGD、第百五十七条に定める EAD 及び第百五十八条に定めるマチュリティ (M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M を用いるものとし、一年を下回ることとはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 (KDD) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (Ko) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二一 (略)

三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

$$\times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGD_g は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PDo は、被保証債権又は原債権の債務者 ⊗ PD

EL は、PDo に LGD_g を乗じた率。ただし、PDo が百パーセントの場

合は第二百六条第六項に定める Eldefault とする。

四・五 (略)

4 (略)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十七条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスボージャーが次の各号に掲げる要件を満たしてい る限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 保有するエクスボージャーが金融商品取引法第二百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

5・6 (略)

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十七条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスボージャーが次の各号に掲げる要件を満たしてい る限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 保有するエクスボージャーが証券取引法第二百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第一百七十七条 (略)

2 第百五十四条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスボージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十一条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国的地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

(略)

(注1) (略)

(注2)

「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。

第一百七十七条 (略)

2 第百五十四条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスボージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあり読み替えるものとする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十一条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国的地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

(略)

(注1) (略)

(注2)

「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。

2 (略)

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 (略)

(略)

3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

附 則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行による銀行並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行による銀行であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している銀行及び平成二十年三月三十日に先進的計測手法採用行による銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当

2 (略)

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 (略)

(略)

3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（証券取引法第二条第十六条に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

附 則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行による銀行、平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行による銀行であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している銀行及び平成二十年三月三十日に先進的計測手法採用行による銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上

該上回る額を八パーセント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。

ただし、当該基礎的内部格付手法採用行による銀行又は先進的内部格付手法採用行になる銀行のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行による銀行に關し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以後については、これに代えて、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条の規定の適用を受けるものとする。

（略）

2
（略）

（海外特別目的会社の発行する優先出資証券に関する経過措置）

第十八条 平成十九年九月三十日前に海外特別目的会社の発行する優先出資証券を基本的項目の二十五パーセントを超えて算入していた場合にあつては、新告示第四十条第三項の規定にかかわらず、平成十九年九月三十日以降も当該算入分を基本的項目に算入することができる。

回る額を八パーセント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行による銀行又は先進的内部格付手法採用行になる銀行のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用行による銀行に關し、先進的計測手法の使用の開始の日以後については、これに代えて、新告示第十三条第二項、第二十四条第二項、第三十六条第二項及び第四十七条第二項の規定の適用を受けるものとする。

（略）

2
（新設）